平成２４年（フ）第１０号
三重県名張市瀬古口字狭間611番地９、住民票上の住所三重県名張市桔梗が丘８番町３街区１番地16
債務者　奥西　文雄
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３７号
三重県四日市市高浜新町４番39号　アンジュマリノＢ―201号、住民票上の住所三重県四日市市北浜町11番18号
債務者　竹内かほる
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
三重県四日市市下之宮町298番地１、前住所三重県四日市市平町17番11―502号
債務者　奈良美千代
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
滋賀県栗東市下鈎1021番地　寺七ハイツ103号
債務者　美馬　隆介（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２５号
滋賀県栗東市下鈎1021番地　寺七ハイツ103号
債務者　美馬みちこ（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３号
滋賀県愛知郡愛荘町市1066番地
債務者　山下　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１８号
滋賀県彦根市南川瀬町1140番地第２湖東アパート101号
債務者　田北富美子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１９号
滋賀県彦根市南川瀬町1140番地第２湖東アパート101号、前住所滋賀県彦根市小泉町142番地１
債務者　田北　　進
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９号
兵庫県美方郡新温泉町居組191番地
債務者　かわさき商店こと　田中　節哉
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
奈良市南永井町109番地の17　エステートピアにいやま１―103号
債務者　ＳＫ・ＡＵＴＯこと　坂　　和真
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
和歌山県新宮市蓬莱３丁目６番20号
債務者　傳田　美穂
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第８号
鳥取県倉吉市見日町695番地　鳥羽アパート１号
債務者　小谷　利子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第７６号
鳥取県東伯郡北栄町弓原345番地１
債務者　山田　健太
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第８３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見174番地
債務者　西田　牧雄
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第６６２号
広島市安佐北区深川２丁目48番10―105号　リバーサイド北斗
債務者　溝口友紀子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８０号
広島市安佐南区東原１丁目13番14―203号
債務者　今宮　里奈（旧姓廣兼）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６５号
広島市西区庚午中２丁目17番９号
債務者　金古カツ子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９３号
広島市安佐北区深川２丁目48番10―105号　リバーサイド北斗
債務者　溝口　　敦
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで広島地方裁判所民事第４部